

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて

I. 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」とは

1. 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の法的な位置づけ

効率的かつ安定的な農業経営体を育成する施策を総合的に講じ、日本の農業生産の基盤となるような農業経営を確立することを目的に、「農業経営基盤強化促進法」が平成5年に制定されている。

この法に基づき、

都道府県では、農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針（「基本方針」）

市町村では、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（「基本的な構想」）を定めることとなっている。

本市では、平成6年4月に策定し、その後の10年間を定めており、おおむね5年毎に宮城県の基本方針に則しながら定期的に見直し、直近では、平成25年3月に改正を行ったところである。また、法改正等に対応し臨時的に見直しを行っており、今回の見直しは、法改正が行われたため行うものである。

2. 「基本的な構想」の内容

基本的な構想は、県の基本方針に則し、他産業並の農業所得（480万円）と労働時間（2,000時間）を確保する効率的かつ安定的な農業経営体を育成し、これらの農業経営体が農業生産の相当部分を担うような、あるべき農業構造を示したものである。

具体的には

- (1) 市が育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の指標
- (2) 育成すべき経営体の目標数
- (3) 上記の農業経営を営む者に対する農地の利用集積目標
- (4) 上記の農業経営を目指して経営改善を図ろうとする者（いわゆる認定農業者）への集積支援のあり方
などを定めている。

II. 今回の基本的な構想の見直しの内容

1. 見直しの理由

(1) 青年等の就農促進関連の見直し

新規就農者を大幅に増やし、地域農業の担い手を育成していくためには、就農段階から農業経営の改善・発展段階まで一貫した担い手育成支援が重要であることから、従来、県が青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法に基づき認定していた就農計画について、農業経営基盤強化促進法に位置づけ、県から市に認定主体を移管することとなった。そのため、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保、目標等について基本的な構想に定めることとなった。

(2) 農地中間管理事業の推進に関する法律の施行関連の見直し

農業経営基盤強化促進法で行っていた「農地保有合理事業」が廃止され、農地中間管理事業の推進に関する法律により「農地中間管理事業」が創設された。このため、基本的な構想に、「農地中間管理事業」を規定するもの。

2. 基本的な構想見直しの概要

(1) 青年等の就農促進関連の見直し

①「第1 農業経営基盤強化の促進に関する目標」の見直し ……本文 P.3

3. 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標の項目を追記

(1) 新規就農の現状

平成11年から20年の10年間の年間平均の就農数は5名であったが、農外からの新規参入者の農業法人での雇用が進み、近年5年の新規就農数の平均は12名となり、増加傾向である。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

青年等の確保については年間15名を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する目標

農業経営開始から5年後には、他産業従事者並みの年間農業所得の5割程度の農業所得(年間所得240万円程度)、年間労働時間(2,000時間程度)を目標とする。

(4) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

農業への就業・参入しやすい環境づくりの推進するための取組を記載。

②「第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標」の追加

……本文 P.7

生産性の高い施設野菜への取り組みを推進、面積が小さくても所得が確保できる営農類型を追加。

・個別経営体2類型

①露地野菜+稲作

(ねぎ0.4ha、水稻1.0ha)

②施設野菜+露地野菜

(ほうれんそうの周年栽培パイプハウス2,000㎡、キャベツ0.2ha)

・組織経営体1類型

①施設野菜(トマトの促成・抑制、鉄骨ハウス2,400㎡)

③ 第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項の見直し……本文 P.23

7 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保目標を達成するための取組を追記

(1) 支援体制の整備

市、農業協同組合、農業委員会、農業改良普及センター、土地改良区等で組織する仙台市農業振興協議会で総合的な助言、指導を行う。

(2) 農業に参入しやすい環境づくりの推進

・農業研修や実習支援など技術支援を行う。

・青年就農給付金(経営開始型)や国の無利子の青年等就農資金の積極的な活用、市独自の小規模農業用機械導入や園芸用のパイプハウス設置に対する助成や低利融資を実施し支援を行う。

・ホームページや広報誌などにより、情報提供を行う。

(1) 農地中間管理事業の推進に関する法律の施行関連の見直し

「農地保有合理化事業」の廃止、「農地中間管理機構法」の制定により、次により記述を訂正する。

- ① 「農地保有合理化事業」 → 「農地中間管理事業」
- ② 「農地保有合理化法人」 → 「農地中間管理機構」
- ③ 「宮城県農業公社」 → 「みやぎ農業振興公社」

Ⅲ. 添付資料

- (1) 農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想（案） 資料 1 - 1
- (2) 農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の一部改正新旧対照表（案） 資料 1 - 2

Ⅳ. 今後のスケジュール

平成 26 年 8 月 22 日	・ 仙台市農政推進協議会
平成 26 年 8 月下旬	・ 仙台市農業委員会、JA 仙台に見直し案の提示（施行規則第 2 条） ・ 農業委員会及び J A 仙台からの意見への回答 ・ 県へ基本的な構想(案)の協議書提出（法第 5 条） ※仙台市農業委員会、J A 仙台からの意見書添付
平成 26 年 9 月中旬	協議書提出を受け、県から同意予定（法第 6 条の 5）
平成 26 年 9 月末	基本的な構想の公告（法第 6 条の 6）